

<Go To トラベル クーボンの割引対象とする旅行商品の基準について>

観光庁はGo To トラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準について、下記のとおり明確化しました。

- ①観光を主たる目的としていること
 - ②感染拡大防止の観点から問題がないこと
 - ③旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
 - ④旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
- 等を社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。

ビジネス出張を目的とする旅行商品については、本事業の目的である観光需要の喚起という観点から、本事業の利用を極力制限させていただくべく、法人の出張手配を目的とした予約サイトにおける割引の適用除外など、利用を制限するための措置を講じることとします。

既にこれらの旅行商品を予約している場合については、利用者、事業者への影響も考慮し、引き続き支援の対象とし、今後販売する場合については、利用者・事業者への一定の周知期間が必要であることに鑑み、11月6日（金）の予約販売分より支援の対象外とします。

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020102902.html>

お客様におかれましては、ご予約の際、ご注意ください。よろしくお願いいたします。